

仕 様 書

名 称	海上輸送（その3）
作成年月日	令和4年9月26日
作成部隊	西部方面総監部装備部後方運用課
作成責任者	西部方面総監部装備部後方運用課輸送班 3等陸佐 松尾 彰美

1 適用範囲

本仕様書は、傭船による海上輸送及び20ft又は12ftコンテナ輸送用のコンテナトレーラの借用について適用する。

2 用語の定義

(1) 傭 船

官側が専有できるロールオン・ロールオフ方式の船舶をいう。

(2) コンテナトレーラ

12ftコンテナ及び20ftコンテナが積載でき、かつ、国土交通省の自動車有償貸渡業の許可を受けた「わ」ナンバーである車両をいう。

3 内 容

(1) 九州と種子島間の傭船による海上輸送

(2) コンテナトレーラの借用

4 細部要領

(1) 九州と種子島間の海上輸送

ア 全 般

海上輸送に使用する船舶は傭船とする。

ア 運航日程及び区間

(ア) 第1便

11月5日（土）から6日（日）、博多港から種子島内の港湾

(イ) 第2便

11月6日（日）、谷山港から種子島内の港湾

(ウ) 第3便

11月6日（日）、谷山港から種子島内の港湾

イ 所 要

車両12m未満18両（うち、水陸両用車含む。）の合計54両

ウ 要 領

(ア) 第1便

11月5日（土）午前9時以降に博多港を出航し、6日（日）午前9時までに種子島の港湾へ到着する。

(イ) 第2便

11月6日（日）午後15時までに種子島の港湾へ到着する。

(ウ) 第3便

11月6日(日)午後24時までに種子島の港湾へ到着する。

(2) コンテナトレーラの借用

ア 時期

11月1日(火)から11月19日(土)

イ 数量

コンテナトレーラ1台

ウ 借用要領

(ア) 11月1日(火)は、業者側により北熊本駐屯地に配送する。

(イ) 11月19日(土)は、官側によりコンテナトレーラ保有企業が指定する地域へ返納する。

5 その他

(1) 連絡態勢の確保

営業時間内外問わず、官側の連絡に応じることができる態勢を確保する。

(2) 運航準備

ア 運航にあたり、各港湾の使用に係る各種申請を実施する。

イ 各港湾における荷役について、業者側が実施する。

(3) 情報保全処置

本契約において知り得た情報の流失を防止する。

(4) 不測事態対処

船舶の遅延及び運航が困難な状況が生じた場合には、直ちに報告するとともに代替等の処置を講ずる。

(5) 別途協議

その他、本仕様書に記載のない事項は別途協議する。